月 1

 $\dot{\Box}$

月、

高森総合センター

で高森町消防

(6)



第5分団

分団

大塚 孝倫

団長任命

拶を行いました。 新入団

新団長に任命された大塚団長が挨

されました。また、 辞令交付式が行われまし 新入団員として女性部を含む団員10名に辞令が交付

機能別 班 長 部 長 分団長 第第性109性的团团 第10分団 第4分団2部 分団

部 山竹横松古上山興高阿下部山田庄田口梠橋南

7分団

階

[級変更

令和5年度 国民健康保険税の変更点のお知らせ

税制改正に伴い、令和5年度以降の国民健康保険税について以下のとおり変更になります。

軽減判定所得の金額の変更

国民健康保険においては、低所得世帯に対する保険税負担を軽減するため、世帯主や世帯員の所得の合計額(軽減判定所得)が定められた軽 減基準額以下となる場合、保険税の均等割額・平等割額の軽減(7割軽減・5割軽減・2割軽減)を行っています。

今回の税制改正に伴い、5割軽減・2割軽減の基準額が以下のとおり引き上げられます。

5割軽減基準額

所得金額が 43万円 + (29万円 × 被保険者数と特定同一世帯所属者) + {*10万円 × (給与所得者等の数 -1)} 以下 の世帯

2割軽減基準額

所得金額が 43万円 + (53.5万円 × 被保険者数と特定同一世帯所属者) + {*10万円 × (給与所得者等の数 -1)} 以下の世帯 ※+10万円×(給与所得者等の数-1)の計算式については、一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者が2人以上いる世帯につき、該当します。

●課税限度額の引き上げについて

令和5年度より、国民健康保険税の課税限度額(上限額)について、以下のよ うに引き上げを行います。

後期高齢者医療支援金分に係る課税限度額を20万円から22万円に引き上げ。

問 税務課 税務係 ☎0967-62-1123 ※音声案内に従い「2」を選択

【税制改正後の課税限度額の一覧表】

課税区分	令和4年度	令和5年度
医療保険分	6 5 万円	6 5 万円
後期高齢者医療支援金分	20万円	<u>22万円</u>
介護保険分	17万円	17万円
合 計	102万円	104万円

要否相談会に関するお知らせ

令和5年10月から「適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)」が開始されます。事業者の皆様にインボイス制度への理解を深めてい ただいた上で、それぞれの事業に応じた対応や準備を進めていただけるよう、税務署においてインボイス制度説明会・登録要否相談会を開催しま す。事前予約制となっておりますので、参加を希望される方は、阿蘇税務署までご連絡ください。

●インボイス制度説明会

個人事業者の方は、以下の3点をご持参いただければ、その場で e-Taxによる登録申請ができます

- ①スマートフォン
- ②マイナンバーカード及び暗証番号(3種類)
- ③利用者識別番号及び暗証番号(既にe-Taxをご利用されている方) また、スマートフォンやマイナンバーカードをお持ちでない方も、 手続をご案内いたします。

問 阿蘇税務署 ☎0967-22-0551※音声案内に従い「2」を選択

登録要否相談会

ご案内が可能です。

インボイス発行事業者に登録するか否かをご検討される免税事業 者の方を対象に、登録の考え方や必要な情報等をご案内いたします。 それぞれの事業実態に応じて個別にご案内させていただきますの で、ご自身の売り上げや、取引先が事業者なのか・一般消費者なの かなど事業の状況について事前にご確認いただくことでスムーズな

なお、インボイス発行事業者へ登録するかは任意です。ご自身の 事業実態や消費税申告の事務負担、納税負担等を踏まえてご検討く ださい。

分娩予約 随時受付中!!

阿蘇でお産(入院分娩・自宅分娩)ができるようになりました。

妊婦健診、エコー外来(4Dあり、他院分娩の方も可)、母乳・授乳相談、育児相談、沐浴 年齢問わず女性の悩みや家族の方の相談もお受けします。産後入院も可能です。 外来・訪問どちらも対応。完全予約制。(急用の場合は時間や曜日問いません。)



ひなた 陽 助産院 院長(助産師) 金津 陽子

外来•訪問:月曜日~土曜日 9:00~17:00

入院: 24 時間

休診:日曜・祝日・年末年始

阿蘇市一の宮町宮地 6154-10 仙酔峡ハイツ E-1

☎ • FAX 0967-22-0066 090-3077-0405